

## 中山間地域副業・兼業人材活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、県内中山間地域で事業を行う中小企業者が、企業の生産性向上や経営課題等の解決に向けて新たな取組を行うことを促すため、副業・兼業人材の活用を通じて新たな取組を行う中小企業者を支援する市町の事業及び中小企業者の経営支援等を行う地域経済団体が副業兼業人材を活用する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中山間地域」とは、広島県中山間地域振興条例（平成25年広島県条例第44号）第2条に定める地域をいう。

2 この要綱において、「中小企業者」とは、次のいずれかに該当するものであって、県内中山間地域に事業所を有する者をいう。

(1) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）以下の会社及び個人、（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）

(2) 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同施行令第1条第2項で定める数以下の会社及び個人

3 この要綱において、「副業・兼業人材」とは、専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、県外在住で、業務委託契約に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者をいう。

4 この要綱において、「地域経済団体」とは、商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）及び商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）に基づく団体をいう。

5 この要綱において、「登録人材紹介会社」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業者をいう。

### (補助金交付の対象等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業、補助対象団体、補助採択基準、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 別記様式第2号  
(2) 事業収支計画書 別記様式第3号

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記様式第4号の事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。  
(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第5号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。  
(3) 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第6号の事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 前項第1号の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助事業において、当初の目的達成に支障のない細部について変更を行う場合  
(2) 補助事業に要する経費全体について、20パーセント以内の増額変更を行う場合  
(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して14日以内とし、別記様式第7号の交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 知事は必要に応じて、補助事業の実施状況等について、随時に報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第8号のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により実績報告書に添付しなければならない書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書 別記様式第9号  
(2) 事業収支精算書 別記様式第10号  
(3) 規則第16条の規定により概算払を受けた場合にあつては、概算払精算書  
別記様式第11号

(5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の概算払請求)

第9条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払請求書の様式は別記様式第12号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第21条の規定による帳簿及び書類等を保存しなければならない期間は、当該補

助事業の完了した日の属する会計年度の末日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までの間（次条第2項に規定する財産がある場合にあつては、同条第3項に定める期間又は5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までのいずれか長い期間）とする。

（雑則）

第11条 この交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の交付の対象となる事業	県内中山間地域に事業拠点を有し事業を行う中小企業者が、生産性向上や経営課題等の解決に向けて副業・兼業人材を活用する取組を支援することを目的とする市町の補助事業及び県内の地域経済団体が行う副業・兼業人材を活用する事業
補助対象団体	中山間地域を有する市町（広島市を除く）及び対象の地区に中山間地域を有する地域経済団体
補助採択基準	<p>次のAに掲げる条件を満たす県内中小企業者が行う副業・兼業人材を活用する取組を市町が補助する場合、又は次のBに掲げる条件を満たす地域経済団体が副業・兼業人材を活用する場合を県が行う補助事業として採択する</p> <p>A 補助対象中小企業者条件</p> <p>(a) 県税及び市（町）税に未納がないこと</p> <p>(b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと</p> <p>(c) 構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと</p> <p>B 補助対象地域経済団体条件</p> <p>この補助金交付要綱に基づく補助が、2回以内であること。</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費の範囲は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録人材紹介会社を通じて採用した副業・兼業人材に支払う委託料</li> <li>・ 登録人材紹介会社へ支払う委託料・手数料</li> <li>・ その他知事が特に必要と認めるもの（旅費・宿泊費を除く）</li> </ul>
補助率	市町の補助額又は地域経済団体の補助対象額の1/2以内
補助限度額	活用する副業・兼業人材1人あたり上限10万円を補助